

合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請等手続き

1. 交付申請

以下の書類を提出してください。

- 1. 交付申請書（様式第1号）
- 2. 住民票謄本（世帯全員）
- 3. 審査機関を経過した浄化槽設置届出書又は建築確認通知書の写し
- 4. 合併処理浄化槽設置計画書（仕様書、位置図、平面図、詳細図等）
- 5. 工事費等の見積書の写し（内訳のないものは不可）
- 6. 浄化槽設備士免状等の写し
- 7. 浄化槽法定検査申込書の写し
- 8. 登録浄化槽管理票（C票）及び保証登録証（市町村用）
- 9. 浄化槽認定シート及び登録証の写し
- 10. 既存単独処理浄化槽等の写真又は証拠書類（転換の場合のみ）
- 11. 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- 12. 誓約書及び浄化槽維持管理に関する誓約書

2. 交付決定

申請者へ補助金内示通知書を送付します。

浄化槽設置者講習会の案内を同封しますので、必ず受講してください。

3. 補助事業着手

補助事業着手届（様式第4号）、工事請負契約書の写しを提出してください。

4. 中間検査

浄化槽本体の設置時に工事施工状況の検査を行いますので、日程をご連絡ください。

5. 実績報告

以下の書類を完了後30日以内に提出してください。なお、30日以内であっても、当該年度の2月末日を過ぎた場合は、補助金の交付ができません。

- 1. 実績報告書（様式第7号）
- 2. 設置配管図（竣工図）
- 3. 設置工事、処分工事及び配管工事に係る工程写真
- 4. 浄化槽保守点検業者と浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 5. 工事請求書又は領収書の写し
- 6. 合併処理浄化槽施工後点検表
- 7. 浄化槽設置者講習会の受講修了証の写し
- 8. 既存単独浄化槽使用廃止届書の写し（転換の場合のみ）
- 9. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し（転換の場合のみ）
- 10. 浄化槽法第11条の規定による浄化槽法定検査申込書の写し（申請時に未提出の場合）

6. 交付確定

浄化槽の設置状況を確認し、条件に適合した場合、交付確定書を送付します。

7. 補助金の交付

交付確定後に、請求書（様式第9号）及び口座の確認ができる書類（通帳の写し等）を提出してください。